

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3047号)

令和6年1月23日

横情審答申第3047号

令和6年1月23日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子正史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年4月26日総総第55号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成28年度から令和3年度 総務局総務部法制課が所管課である、会計年度任用職員のAことBに対する横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出にかかる書面のすべて 所属長に提出される様式第1号 旧姓等使用届 総務局長が管理する様式第3号 旧姓等使用者台帳」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成28年度から令和3年度 総務局総務部法制課が所管課である、会計年度任用職員のAことBに対する横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出にかかる書面のすべて 所属長に提出される様式第1号 旧姓等使用届 総務局長が管理する様式第3号 旧姓等使用者台帳」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成28年度から令和3年度 総務局総務部法制課（以下「法制課」という。）が所管課である、会計年度任用職員のAことBに対する横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日。以下「要綱」という。）の届出にかかる書面のすべて 所属長に提出される様式第1号 旧姓等使用届 総務局長が管理する様式第3号 旧姓等使用者台帳」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年1月31日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当するためその存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、「① 特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「② ①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) 上記①の要件の該当性

本件開示請求は、特定の個人が法制課の会計年度任用職員であることを前提に当該個人を名指しして、要綱の届出に係る全ての文書の開示を求めるものである。そのため、本件開示請求に対して開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行えば本件審査請求文書が存在すること、すなわち当該個人について、旧姓等使用届の提出があった事実を公にすることになる。また、不存在による非開示決定を行えば、本件審査請求文書が存在しないこと、すなわち当該個人について、旧姓等使用届の提出がなかった事実を公にすることになる。

以上のことから、上記①の要件に該当する。

(2) 上記②の要件の該当性

特定の個人に係る旧姓等使用届の有無に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから旧条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、上記②の要件に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 当該職員の所属は法制課であるから、総務局総務部総務課（以下「総務課」という。）は、要綱にある所属長に提出される様式第1号旧姓等使用届の文書保有課ではない。従って、開示決定を行う権限を有しておらず、不当、不正であり処分は無効である。
- (2) 総務課は、要綱にある総務局長が管理する様式第3号旧姓等使用者台帳については、事務委任を受けていない場合は、開示決定を行う権限を有しておらず、不当、不正であり処分は無効である。
- (3) 総務課は、総務局内の人事等の文書の所管課であるだけで、単なる経由事務であり、要綱に係る旧姓等使用届、旧姓等使用者台帳は横浜市全体の人事事務を総括している総務局人事部人事課に集約されるものである。
- (4) 本件処分は、別姓利用者における本姓との本人同一性にかかる重要な事案であり、この事実を市として秘匿し、採用者の個人の都合による個人情報保護を優先させるべきか、横浜市の地方公務員職として市民への行政執行の信頼、適法性を担保するべきなのかが論点である。要綱の制定の趣旨、第2条の条文からして、後者の立場を取っているのは明らかであり、全てを開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 要綱に係る事務について

横浜市では、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改める等した後も、旧姓等の通称を使用する場合の必要な事項を要綱で定めている。要綱第4条では「職員は、旧姓等を使用しようとするとき、所属長に、旧姓等使用届（様式第1号）を提出しなければならない。」と、第7条では「総務局長は、旧姓等使用者台帳（様式第3号）を備え、旧姓等の使用について適正な管理に努めなければならない。」と規定している。

総務課では、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第3条の規定により局内の人事に関する事務を所管していることから、旧姓等使用届及び旧姓等使用者台帳に係る事務を担当している。

(3) 存否応答拒否について

ア 旧条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否を行うには、① 特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び② ①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

このように、存否応答拒否は、開示請求に対して対象文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を

明らかにしないで非開示決定をしたものであるので、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

ウ 存否応答拒否の要件①該当性

開示請求書の「会計年度任用職員のAことBに対する横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出にかかる書面の全て」との記載からすれば、審査請求人は、会計年度任用職員Aという特定の者を名指しして、要綱に基づく届出に係る書面を開示請求していると解される。

そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、当該職員が要綱に基づく旧姓等使用届を提出している事実の有無が公になる。

エ 存否応答拒否の要件②該当性

次に、当該事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 本件処分の有効性について

ア 審査請求人は、文書保有課ではなく、開示決定の権限を有しない総務課が行った本件処分は不正、不当なものであり、無効であると主張している。この点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 要綱第4条に規定する「所属長」とは、各区局における「人事主管課長」を意味しており、総務局においては、局内の人事に関する事務を所管する総務課が人事主管課に該当し、旧姓等使用届の事務を処理している。

(イ) 要綱第7条に規定する旧姓等使用者台帳は、各区局における人事主管課で作成し、総務局人事部人事課に提出している。そのため、総務局職員の当該台帳は、総務課で作成している。

イ 上記アの実施機関の説明によれば、本件処分の事務処理を総務課が行ったことは横浜市事務分掌規則及び要綱にかなったものであるから、本件処分が無効であ

るとの審査請求人の主張は失当である。

(6) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第9条に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年4月26日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和4年6月7日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和4年8月3日	・実施機関から口頭意見陳述の記録を受理
令和5年11月28日 (第379回第一部会)	・審議
令和5年12月26日 (第380回第一部会)	・審議